

つくば市入札監視委員会  
令和2年度第1回会議 審議概要

開催日時 及び場所	令和2年(2020年)7月20日(月) 14:00～ つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B	
出席委員	<small>委員長</small> 星野 豊 (大学准教授) 稲葉 芳雄 (司法書士・行政書士) 植田 彰 (国立研究所職員) 中山 正美 (税理士) 前田 聡 (大学教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) <div style="text-align: right;">(敬称略)</div>	
審議対象期間	令和元年(2019年)10月1日 ～ 令和2年(2020年)3月31日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件、随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見、 それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし	
その他	次回会議(令和3年1、2月予定)の審議事案抽出当番委員は、前田委員とする。	

## 【事案1】 31市単道維第405号安食地区外区画線再設置工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和2年(2020年)1月28日
主管課	建設部 道路管理課
種別	塗装工事
入札者数	5者 (参加申請:7者)
予定価格	12,760,000円(税抜き)
落札額	12,760,000円(税抜き)
落札率	100.00%

質問・意見	回答・説明
落札率が100%となっているが、考えられる理由は。	予定価格は事前公表をしており、落札者が予定価格と同額で入札したためと考えられる。また、本案件のランダム係数が1.0265であったため、他の応札者の価格が、最低制限価格を下回り失格となったことも要因の一つであると考えられる。
予定価格は必ず公表しているのか。	入札制度運用方針において、建設工事の場合は、税込みの予定価格が1億円未満の場合は事前公表、1億円以上の場合は事後公表としている。
市が設定しているランダム係数は、安値を抑える係数になってしまっている。失格になっている応札者はランダム係数のために失格になってしまっている。このランダム係数というのは1.0を下回るようにも設定できないものなのか。市民感覚から言えば安い価格で落札となった方が税負担が軽く済むと考える。	平成29年9月議会で、ランダム係数の導入が賛成多数で決議され、その後検討を重ね、平成30年9月上旬の議会の全員協議会において、茨城県や導入している県内他自治体が多く採用している、上に0.5%、下に0.5% (0.9950～1.0050)の1%幅で提案したが、同月の議会定例会で、1%幅では不十分だとして、4%幅のランダム係数導入を求める決議案の提出があり、質疑応答の中で、上に4% (1.0000～1.0400)の幅を求めることが示され、賛成多数で決議されたため、この決議を重く受け止め現在運用している。今後は、入札結果等の検証を行いながら、その検証結果等を議会へ説明し、改善を図っていきたいと思っている。
ランダム係数の4%幅は、どこから根拠が出てきた数字なのか。概ねこの種の業種の平均的な利潤というのは、一般的に売り上げの1%と聞いている。4%幅で動いたら、事業者の自助努力で何とかなる範囲を超えている。だからこそ、茨城県や他自治体の多くは、そうゆうことも加味してマイナス0.5%からプラス0.5%までの1%幅で行っているのだと思うので、4%という数字はどこから出てきた数字なのか分かれば。	ランダム係数を導入している県内自治体で、上に2%、下に2%の4%幅を採用している自治体が1自治体ある。おそらく4%幅というのは、この自治体を参考にしたのではないかと推測される。

<p>入札参加資格設定において、入札制度運用方針では格付基準点を700点未満とするところを、入札参加可能業者数が少ないため拡大したとあるが、拡大することにより参加することができた事業者は実際何者参加していたのか。</p>	<p>格付基準点700点以上の事業者が2者参加している。</p>
<p>一般競争入札経過調書によると、7者のうち2者が辞退であったが、辞退の理由は何か。</p>	<p>聞き取り調査等に行っていないが、おそらく入札の参加登録はしたが、その後、受注時期等の関係から、技術者の配置が見込めなくなってしまったなどの理由が考えられる。</p>
<p>ランダム係数を導入したことによりどのような影響が出ているのか。</p>	<p>初回入札不調率や失格者率、落札率は導入前に比べ導入後は上昇したが、電子くじ率は導入前に比べ導入後は大幅に減少している。</p>
<p>ランダム係数を導入することにより電子くじを減らす効果があることは明らかになったが、不調や失格者が増えているということは、市の業務の支障になっているということであり、その分、余計な手間やコストがかかってしまっている。ランダム係数を廃止するまでの必要はないと思うが、係数の数値を変更したときにどういう違いが出るかを、実証実験としてやってみないといけないのではないかと考える。事業者が合理的な価格を入札できるような制度設計をすることは市の社会的な責務だと思うため継続して検討していただきたい。</p>	<p>継続して検討していく。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> <p>《意見》 ランダム係数については、係数の妥当性等を含め多様な方面から検証をする必要がある。</p>	

【事案2】 31市単道改第27号下河原崎地区道路改良舗装工事

《 特別簡易型総合評価方式による一般競争入札 》 電子入札

開札日	令和2年(2020年)3月5日
主管課	建設部 道路整備課
種別	土木一式工事
入札者数	7者 (参加申請:7者)
予定価格	13,370,000円(税抜き)
落札額	10,550,000円(税抜き)
落札率	78.91%

質問・意見	回答・説明
評価値はどのように算出しているのか。	除算方式により算出しており、技術評価点を入札価格で割って算出している。
評価項目に災害時地域貢献の実績、ボランティアの実績とか、事業者のやることと違う項目も入っている感じがするが、総合評価だからこれらも含めて全部評価するということなのか。	総合評価方式では、工事の成績や施工実績等で技術力や施工の確実性を評価し、災害時地域貢献の実績やボランティア活動の実績等で地域の精通度や地域での円滑な施工等を評価したうえで、それらと入札価格とを総合的に評価している。
技術評価点が高くなくても、入札価格が低ければ評価点が上がると思うが、そのバランスはどう取るのか。	総合評価方式は平成30年度から徐々に件数を増やし試行錯誤しながら実施しているところである。総合評価方式で発注する工事には低入札価格調査制度を適用しているが、技術評価点と入札価格とのバランスをとるため、令和2年6月の公告案件から失格基準価格及び数値的判断基準の引き上げ改定を行うなど、価格のみだけでなく他の項目も評価され受注ができる制度となるよう改善を図っている。
特別簡易型総合評価方式による一般競争入札というのは、今回のような工事であれば適用されるのが一般的なのか。	現在どのような工事が総合評価方式に適しているのかを試行錯誤しながら模索しているところである。
評価は加点のみで減点はないのか。例えば過去に指名停止を受けた場合には減点してもよいのではないか。	通常減点の項目は設けていない。指名停止については、すでにペナルティを受けており、指名停止を行った期間以降、その改善はなされていると考えるためマイナス評価をすることは難しいと思う。また、工事の成績評定の部分で、例えば工事で事故や負傷者を発生させ指名停止を受けた場合、停止期間に応じその工事の成績評定が相当数減点され、市の優良工事表彰については、指名停止を受けた場合2年間は受賞できないこととしているため、そこでマイナス評価は既にされているものと考えられる。

<p>今の総合評価方式では、技術評価点は最大でプラス10点にしかならないため、入札価格のところで調整できたとしても1割の範囲という理解でよいか。</p>	<p>そうである。今は試行的な実施であるため、検証等がしやすいように10点くらいを目安にしている。現在は、11点や12点をつけたりしている。茨城県や国ではもっと高い点数の付け方も行っているので、今後、様々な項目の選択や、点数配分の変更などを検討しながら実施していきたい。なお、項目や点数配分については、案件ごとに、学識経験者の意見を聞かなければならないことになっているため、茨城県土木部総合評価委員会の学識経験者から意見や助言等をいただきながら実施している。</p>
<p>明らかに実績のない事業者が入ってしまうとか、著しい落差が出てきてしまうということは特段見られていないとのことだが、苦情等が来たことはあるのか。</p>	<p>総合評価方式を平成30年度は4件、令和元年度は13件行っているが、特段苦情等は入っていない。</p>
<p>低入札調査基準価格とはどういうものなのか。また、必ず低入札調査基準価格は設定するのか。</p>	<p>低入札調査基準価格とは、この価格を下回っては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて判断するための調査を行う基準の価格として設定するものであり、入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査の予備調査及び本調査を行うため、調査の実施を判断する価格である。 低入札価格調査制度は、税込みの予定価格が1億円以上の工事又は総合評価方式による競争入札に適用しており、低入札価格調査制度を適用する案件については、低入札調査基準価格と失格基準価格を設定することとなっている。</p>
<p>総合評価方式は理論的に見ると、技術評価点が低い事業者はさらにダンピングの動機が強まる構造になっているため、安値で無理をしていないかという点を、低入札価格調査制度により厳重にチェックしているという理解でよいか。</p>	<p>そうである。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案3】 31国補公整竹園東公園外1公園休憩施設更新工事

《 随意契約 》

見積期日	令和元年(2019年)12月24日
主管課	建設部 公園・施設課
種別	建築一式工事
見積者数	4者
予定価格	8,520,000円(税抜き)
見積金額	7,700,000円(税抜き)
比率	90.38%

質問・意見	回答・説明
2回不調になり、随意契約を行ったところ2者が応札したとのことだが、応札してきた2者はなぜ入札には参加しなかったのか。	聞き取りをしたところ、時期的な問題で現場代理人の配置が難しかったとのことである。
第1回目の開札では788万円で入札した事業者が最低制限価格を下回ったため失格となっているが、随意契約においては、それよりも低い770万円で落札者が決定しているがこれはやむを得ないのか。	随意契約においては、最低制限価格の適用はないためやむを得ない。
4者を選定した理由は。	今まで遊具の入れ替えや改修等の実績がある事業者を選定した。
実績のある事業者は4者しかいないのか。	全体では8者程あるが、現場代理人の配置ができるであろう事業者を選定した。
今回のように不調が続き随意契約を行ったケースはよくあるのか。	当課としては初めてである。今回は当該工事が補助金の対象工事であったため、年度内に終わらせる必要があり、随意契約を行った。
この種の工事での競争入札が不調になりやすいのであれば仕組みを検討する必要があると思うが、今回のような規模で不調になるということは、小さい工事のため参加者が少ないというような事情はあるのか。	今回の工事は、二次製品を使い設置するだけという単純なものであり、あまり利益が見込めないため参加者が少なかったのではないかと思う。 また、11月に入札を行っているので時期的に現場代理人を配置することが難しかったため敬遠されたのではないかと考える。
規模が小さく敬遠されがちな工事を類型化し、最初から随意契約で行うということは可能なのか。	今回は補助金の対象工事でもあることから、まずは公平性を保つために一般競争入札を行わなければならないと考えた。

<p>第1回目の開札で不調になった時点で、すぐに随意契約を行うという判断はしなかったのか。</p>	<p>第1回目のときはまだ1、2か月の時間的余裕があったため、再公告をして一般競争入札で行った。</p>
<p>4月に補助金交付の内示を受けていたということだが、第1回目の開札の公告が9月というのは遅いのでは。</p>	<p>地元の区会とどのような遊具を設置するかを相談をしながら進めるため、ある程度時間がかかってしまった。</p>
<p>老朽化が進んでいるようだが、以前から更新の要望はあったのか。</p>	<p>長寿命化計画を立てており、その中で遊具をAからDまでのランク付けをしている。Dランクについては国の補助金が認められることになっているため、計画に基づき進めている。</p>

《評価》

この事案の契約手続きは、適正に行われたものとする。

【事案4】 31市単竹園西小学校プール改修工事監理委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	令和2年(2020年)1月28日
主管課	建設部 公共施設整備課
種別	建築関係コンサルタント
入札者数	5者 (参加申請:5者)
予定価格	610,000円(税抜き)
落札額	483,000円(税抜き)
落札率	79.18%

質問・意見	回答・説明
落札者の価格が他の参加者と比べてかなり低い が、考えられる理由は。	落札者にヒアリングをしたところ監理する現場が 事務所と近いため経費削減ができたとのことであっ た。
予定価格の算出は妥当だったのか。また、今回 の結果が今後予定価格の算出に影響を与えるの か。	公表されている積算基準に基づいて算出してお り妥当である。また、今回の結果が影響を与えるこ とはなくあくまでも積算基準に基づき算出する。
落札者は過去に国等と契約を締結し履行した実 績を有していると思うが、どういったものなのか。	近隣の自治体において実績があった。
工事の施工事業者と今回落札した事業者は関連 はあるのか。	建設業の許可を有している者と建築士事務所の 登録をしている者であるため、仕事上の関係はある と思うが、会社としての関連はないと思う。
設計は別の事業者が行ったようだが、設計と工事 監理をまとめて発注した方が合理的ではないか。	国においても設計と工事監理は分けて発注して いる。ただ、設計と監理を一括して入札にかけた方 が合理的ではあるため、今後検討していきたい。
最低制限価格は公表されているのか。	全て事後公表である。また、最低制限価格は開 札日当日に最低制限基本価格にランダム係数を かけて決定するため予想はつかないと思われる。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

## 【事案5】 31-2陸上競技場整備基本構想策定支援業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和2年(2020年)3月10日
主管課	市民部 スポーツ振興課
種別	委託
入札者数	7者 (参加申請:8者)
予定価格	10,630,000円(税抜き)
落札額	8,806,000円(税抜き)
落札率	82.84%

質問・意見	回答・説明
この案件は、7者のうち5者がランダム係数の影響で失格になり、2番目に高い価格の応札者が落札したとの理解でよいか。	そうである。
基本構想の策定支援業務とは具体的にどのような業務なのか。	スポーツ施設の利用実態や市民ニーズ等の需要の把握と整理、施設の役割や目標等の整理、基本方針緒言の設定、候補地の選定に関わる調査、選定した敷地の現況把握と分析、概算工事費や概算維持管理費の積算等の業務である。 また、併せてパブリックコメントを実施する予定のためその際の資料作成や外部の策定検討委員会の参考資料作成も含まれている。
施工と地権者との折衝以外のことはほぼ全て行うということか。	そうである。
契約金額が高いと感じるが業務内容が多岐に渡るためか。	そうである。
落札者は東京に本社があるようだが、今回のような業務内容は全国規模になるのか。	そうである。落札者の実績をヒアリングしたところ千葉県で同様の整備計画を策定する等様々な実績があった。
候補地について、市が提示した候補地以外にも事業者が裁量を持たせ検討させる余地はあるのか。	基本的には市が指定した場所について調査してもらう形になると思う。
当該契約は茨城事務所所長と契約しているが、代理権限を有しているのか。	委任先として登録されており、代表取締役から契約に関する権限等の委任状が出されている。

## 《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

## 【事案6】 2-6つくば市例規集データベースシステム賃借

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	令和元年(2019年)12月19日
主管課	総務部 法務課
種別	賃借
入札者数	2者 (参加申請:2者)
予定価格	18,262,000円(税抜き)
落札額	6,195,000円(税抜き)
落札率	33.92%

質問・意見	回答・説明
昨年度まで、この契約はどこの事業者と行っていたのか。	今回落札した事業者と契約していた。 今まではシステムの仕様が独自であること、紙の例規集と不可分であること理由から随意契約にて行っていたが、今回初めて一般競争入札を行った。
競争相手との価格差が大きい既存のシステムをある程度利用できるため、価格が大幅に下がったと考えればよいのか。	落札者に確認したところ、システムの開発投資がある程度回収できたことや他のソフトウェア事業者を支払うライセンス使用料についても下げることができたとのことである。 また、今までは各機能ごとに個別に契約を行っていたが、今回一つにまとめて契約することとしたことで金額が下がる要素になっていると考える。
今回のような契約内容の場合、想定される参加者は今回参加してきた2者に限定されるのか。	全国的に見て今回の2者がほとんどを占めている。
予定価格と落札価格にかなりの差があるが、予定価格はどのように設定したのか。	予定価格は入札参加資格を満たすと想定した2者から見積もりを徴取し、区分ごとの単価について2者の平均を採用している。
法令等に改廃があった際のデータ更新時に費用がかかると思うがどのように見積もりしているのか。	年間の平均を示して年間ベースで算出してもらった。
判例検索も契約内容に含まれるのか。	法令判例検索機能利用という形で契約に含まれている。

<p>次回の契約時には今回の落札価格を参考に予定価格は算出するのか。</p>	<p>予定価格は、その時点で見積もりを徴取し、それをもとに算出する。</p>
<p>仕様書はどのようにして作成したのか。細かく作成するにつれて現状導入している事業者しか事実上参加できないという現象が起きてしまう。</p>	<p>入札参加資格要件に該当すると想定される2者に確認しながら、情報を提供してもらい、片方に偏りが生じないように作成した。</p>
<p>入札参加予定者数が少ないのであれば、入札ではなく随意契約でもよいのでは。</p>	<p>昨年12月16日以降発注の執行伺を作成するものから、参加者可能者数が少数の場合の取り扱いと、いうのを試行的に行っている。地域要件を考慮しても参加者可能者数が10者未満であった場合は全者を指名し指名競争入札を行い、3者未満である場合は随意契約を行う、という取り扱いを始めたところである。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

## 【事案7】 2-6つくばサステナスクエア施設包括的運営管理外業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和元年(2019年)12月19日
主管課	生活環境部 サステナスクエア管理課
種別	業務委託
入札者数	1者 (参加申請:1者)
予定価格	4,393,000,000円(税抜き)
落札額	4,393,000,000円(税抜き)
落札率	100.00%

質問・意見	回答・説明
想定業者数の内訳はどのようになっているのか。	単体で条件をすべて満たすのが4者、代表構成員の条件を満たすのが6者、構成員の条件を満たすのが7者を想定した。
単体4者、代表構成員6者、構成員7者であるが、同じ事業者がどの程度重なっているのか。	代表構成員の条件を満たす6者に、単体で条件をすべて満たす4者が含まれており、その他に構成員の条件のみを満たすのが7者である。
単体4者、代表構成員6者、構成員7者との記載であると、合計で17者いるように誤解してしまうので「上記単体4者を含む」とかの記載をするとよいのでは。	今後、記載方法について検討する。
単体で請け負える事業者がJVを組んで参加してくることは想定していたか。	想定していなかった。
事業の規模や特殊性から考えると、単体で請け負える事業者がJVを組んだら他に割り込まれる余地はないため、予定価格と同額で入札するということが考えられ、実際にそうした結果になっていると思うがどう考えるか。	焼却施設は特殊な施設があるため、受託できる事業者がある程度限定されることは、事業者側は認識していると思う。 しかし、参加資格を緩くしてしまうと適正な運営管理ができないため、今回のような設定をした。
想定業者数が少ないのであれば随意契約の方が合理的では。	次回は5年後であるため、社会情勢の変化や、特殊な業務ではあるが、少しの条件緩和で参加可能業者数が増える可能性もあるため状況を見ながら検討していきたい。

## 《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。